

業務及び財産の状況に関する説明書類  
第2期 2022年8月1日から 2023年7月31日まで

2023年9月28日作成

監査法人名 監査法人 Bloom  
所在地 東京都千代田区麴町 4-1-4  
西脇ビル2階  
代表者 片岡 久依

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

(1) 目的

- ①財務書類の監査又は証明業務
- ②財務書類の調製、財務に関する調査若しくは立案、又は財務に関する相談業務
- ③会計士補及び公認会計士試験合格者に対し実務補習を行うこと

(2) 沿革

2022年1月5日 監査法人 Bloom 設立

2022年6月2日 準登録事務所名簿（品質管理レビュー実施前監査事務所）への登録申請

2022年9月20日 準登録事務所名簿（品質管理レビュー実施前監査事務所）への登録承認

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

無限責任監査法人

3. 業務の内容

(1) 業務概要

当法人は、金融商品取引法監査、会社法監査等の法定監査、上場準備会社に対する監査、その他任意監査等の監査証明業務を主たる業務としています。また、株式公開に向けた課題抽出調査、内部管理体制や決算早期化、開示体制構築等に関する支援業務、M&Aにおけるデューデリジェンス業務等の非監査証明業務を提供しております。

当年度の監査証明業務は3社、非監査証明業務は11社となりました。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	2社	2社
② 金商法監査	—	—
③ 会社法監査	—	—
④ 学校法人監査	—	—
⑤ 労働組合監査	—	—
⑥ その他の法定監査	—	—
⑦ その他の任意監査	1社	—
計	3社	2社

(4) 非監査証明業務の状況

区分	対象会社数
大会社等	1社
その他の会社等	10社

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

当法人は「はなえむ未来へ、想いをつなぐ」を経営理念として掲げており、具体的なミッションとして以下の3つを定めております。

- ✓ 会社の事業に対する深い理解と経験に裏打ちされた監査を通じて、資本市場の公正な発展と社会的課題の解決に貢献する
- ✓ タレントが互いの個性を尊重しながら、プロフェッショナリズムを身に着け、発揮しつづけられる環境を提供する
- ✓ 深度あるコミュニケーションと一歩先を見据えたアドバイスにより、ステークホルダーに感謝・信頼される専門家集団でありつづける

当法人では定期的に社員ミーティングを開催して上記価値観の共有を図るとともに、経営管理や案件の進捗状況等に関する情報共有や法人運営にあたっての課題等に関する活発な議論を行っており、重要事項についてはすべて社員総会で決議することとしております。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

① 品質管理に関する責任の方針及び手続

当法人では、当法人及び個々の監査業務における品質を合理的に確保するため、「監査に関する品質管理基準」、「監査における不正リスク対応基準」、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」に準拠して、当法人における品質管理に関する方針と手続を「監査の品質管理規程」に定めています。

当法人では、品質管理担当責任者が品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負い、包括代表が品質管理のシステムに関する最終的な責任を負っています。

② 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

a. 職業倫理の遵守

当法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、「日本公認会計士協会倫理規則」に基づき、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めています。

b. 独立性の保持のための方針及び手続

専門要員及び該当する場合は独立性の規定が適用されるその他の者が職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために、独立性の保持のための方針及び手続を定めています。

当法人は、当法人及び専門要員が、職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守していることを確認するため、毎年一定時期現在及び必要となる時点において「監査人の独立性チェックリスト」により独立性に対する阻害要因の有無を調査しています。独立性を阻害するような状況や関係が識別された場合には、これに対応する適切な措置を講じます。

c. 業務執行社員又は監査責任者のローテーションの方針及び手続

当法人は、公認会計士法及び日本公認会計士協会の倫理規則等に準拠したローテーションの方針及び手続を定めており、大会社等の監査業務においては、監査責任者及び審査担当者は7会計期間を超えて関与できず、インターバルは筆頭監査責任者は5会計期間、審査担当者は3会計期間、監査責任者は2会計期間を必要としています。

③ 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

監査契約の新規締結及び更新にあたっては、当法人の関与先に対する職業倫理、利益相反関係及び独立性に関する事項を確認するとともに、経営者の誠実性や内部統制の状況、業務リスク（不正リスクを含む）、契約条件、監査資源等の重要事項を検

討します。また、監査契約の新規締結及び更新にあたっては社員会の承認を必要としています。

#### ④ 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

専門要員の採用にあたり、書類選考及び面談を通して、業務遂行に必要な経験や知識、能力の状況、業務に対する積極性や誠実性等を考慮し採用します。

教育・訓練にあたっては、専門要員に求められる能力と適正を維持し、更に高めていくため、日本公認会計士協会による継続的専門研修制度である CPE の必要単位の取得を義務付けるとともに、必要に応じて集合研修を実施します。

評価に際しては、関与した監査業務の品質や職業倫理（独立性を含む。）の遵守状況を特に考慮するとともに、適正、業績等も踏まえて評価しています。

監査チームメンバーの選任にあたっては、業務内容と複雑さが類似した業務の実務経験、適切な訓練を通じて得られた監査業務の理解の程度、関与先が属する産業に関する知識、職業的専門家としての判断能力やコミュニケーション能力等を考慮するとともに、十分な時間を確保することができる専門要員をそれぞれの監査業務に選任します。

#### ⑤ 業務の実施

##### a. 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

当法人は、監査手続きの実施、監督及び査閲の方法、監査調書としての記録及び保存の方法等を「監査の品質管理規程」に定めるとともに、日本公認会計士協会から公表された監査基準委員会報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告や実務指針に準拠した「監査マニュアル」及び監査ツールを定め、これらに従い監査業務を実施します。

##### b. 専門的な見解の問合せの方針及び手続

判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に直面した場合には、必要に応じて、当法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に問い合わせ、入手した見解を検討することを定めています。

##### c. 審査の方針及び手続

すべての監査業務について所定の審査の受審を求めており、監査計画の策定及びその修正、監査チームが行った監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見を客観的に評価するために、十分かつ適切な経験と職位等の資格を有する審査 担当者を監査業務ごとに選任し、審査を実施します。

d. 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違が生じた場合には、監査責任者は品質管理担当責任者とともに、直ちに報告された内容を検討し、監査上の判断の相違を解決するための適切な措置を取るとともに、監査上の判断の相違が解決できない場合には、品質管理担当責任者は、当事務所内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に専門的な見解の問合せを行い、監査上の判断の相違を解決することを定めています。

e. 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

監査調書は、原則として監査報告書ごとにまとめ、その最終的な整理期限は、監査報告書日（監査調書に複数の監査報告書が含まれる場合は最も遅い監査報告書日）から起算して60日以内と定めています。監査調書は、機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性が合理的に確保されるよう管理し、保存期間を10年と定めています。

⑥ 品質管理のシステムの監視

a. 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用され、かつ遵守されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視に関するプロセスを定めています。当該プロセスは、品質管理システム全般の整備・運用状況を検証対象としている日常的監視と個々の監査業務を対象とした定期的な検証で構成されています。

b. 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

日常的監視及び定期的な検証によって発見された不備の影響を評価し、必要に応じて、品質管理責任者は改善を要する事項を検討し適切な措置を取ることが定めています。

c. 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当法人内外からもたらされる情報に適切に対処することを合理的に確保するために、不服と疑義の申立てに関する方針と手続を定めており、不服と疑義の申立てを受け付ける担当責任者を選任することとしています。

⑦ 監査事務所間の引継の方針及び手続

監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる

場合の双方について、監査基準委員会報告書 900「監査人の交代」に準拠し、監査業務の引継を適切に実施することを定めています。

- (3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当法人の社員はすべて公認会計士であるため、該当事項はありません。

- (4) 直近において公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月

該当事項はありません。

- (5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認

当法人の品質管理システムに関して最終的な責任を負う包括代表社員が、監査の品質の管理の方針策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しました。

5. 他の公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。）又は監査法人との業務上の提携に関する事項

- (1) 提携を行う他の公認会計士の氏名又は監査法人の名称

該当事項はありません。

- (2) 提携を開始した年月

該当事項はありません。

- (3) 提携上の提携の内容

該当事項はありません。

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

- (1) 提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

該当事項はありません。

- (2) 提携を開始した年月

該当事項はありません。

- (3) 業務上の提携の内容

該当事項はありません。

(4) ネットワーク及びその取り決めの概要

該当事項はありません。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
6人	－人	6人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

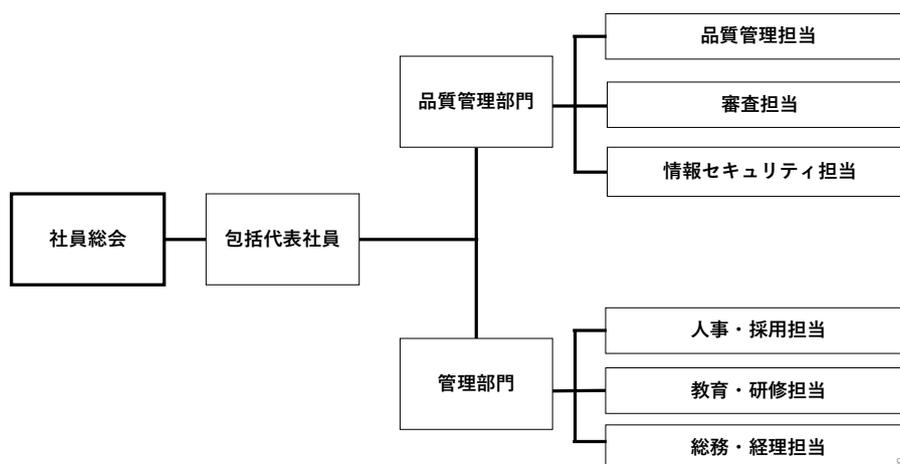
合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	合計
社員総会	法人に関する重要事項の決定	6人	－人	6人

三. 事務所の概況

名称	所在地	事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士 である使用 人の数
		公認会計士	特定社員	合計	
東京事務所	東京都千代田区麴町4丁目1番地4西脇ビル2階	6人	－人	6人	－人

四. 監査法人の組織の概要

2023年7月31日 現在



## 五. 財産の概況

(単位：千円)

	第1期 2022年1月5日から 2022年7月31日まで	第2期 2022年8月1日から 2023年7月31日まで
売上高		
監査証明業務	—	25,886
非監査証明業務	1,980	26,462
合計	1,980	52,348

## 六. 被監査会社等（大会社等に限る）の名称

株式会社デザインワン・ジャパン

株式会社リベルタ

(五十音順)

以 上